

『合同行政相談所』を開設します

北海道管区行政評価局
秋の行政相談週間（10月19日～25日）に併せて『合同行政相談所』を開設します。

暮らしに身近な相談などを無料でお受けします。

▼日時 10月7日(水) 11時～16時
※受け付けは15時45分まで。

▼場所 アーニス

参加機関	相談内容
札幌法務局	登記、人権、供託など
札幌国税局	国税（所得・法人・消費税など）
札幌司法書士会	登記、相続などの手続き
北海道社会保険労務士会	年金、労務管理など
北海道宅地建物取引業協会	不動産（土地・建物の取引）
北海道管区行政評価局	国の行政全般
登別市	市の行政全般

※直接会場にお越しください。
※相談者の秘密は厳守します。

▼問い合わせ 情報推進G

(☎856586)

登別市消費生活センターを開設します

市は悪質商法や商品事故の苦情など消費生活のさまざまな相談に応じる『登別市消費生活センター』を開設しました。

困ったときは一人で悩まず、気軽にご相談ください。

▼相談日時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）9時～17時30分

▼場所 市民サービスグループ内（市役所1階）

▼相談電話 ☎853491

無料法律相談

交通事故や金銭貸借、損害賠償、離婚などの相談を弁護士がお受けします。

▶担当弁護士 奈良 泰哉弁護士
▶場所・日時・定員・申込期限

場所	日時	定員	申込期限
鉄南ふれあいセンター	11月21日(出) 9時30分～12時	6人 (申込順)	10月29日(木)までに電話で
担当弁護士事務所	申し込み後、ご本人から弁護士に相談日予約の電話をしていただきます	6人 (申込順)	

くらしの無料相談

～北海道行政書士会室蘭支部主催～

相続や遺言、各種契約など官公署に提出する書類について、行政書士が相談をお受けします。

▶日時 10月24日(出) 9時30分～12時
▶場所 鉄南ふれあいセンター
▶定員 10人（申込順）
▶申込期限 10月23日(金)

※直接会場にお越しいただいても相談できますが、できるだけ事前にお申し込みください。

そのほかの相談

市民生活や消費生活・多重債務に関する相談も随時、受け付けています。

また、DVに関する相談も受け付けていますので、もし、あなたが配偶者や恋人から暴力を受けているなら、一人で悩まず相談してください。

なお、消費生活に関する相談は、登別消費者協会（労働福祉センター内・☎858307）でも受け付けています。
（火～金曜日 10時～16時）



申し込み・問い合わせ
市民サービスグループ
(☎852139)

特設人権・困りごと相談所を開設します

札幌法務局室蘭支局、室蘭人権擁護委員協議会

人権問題や雇用問題、不動産や金銭のトラブル、夫婦や親子の問題、いじめや体罰、言葉のいやがらせなど日常生活のさまざまな問題で困りの方は気軽にご相談ください。

▼日時 10月24日(出) 10時～15時

▼場所 ポスフル登別店

▼相談員 登別市人権擁護委員

※相談は無料です。

※札幌法務局室蘭支局でも月～金曜日に相談をお受けします。また、月・水・木曜日は人権擁護委員が

相談をお受けします。

▼問い合わせ 室蘭人権擁護委員協議会事務局（札幌法務局室蘭支局内・☎225111）

10月1日～7日は『公証週間』です

法務省と日本公証人連合会は、遺言や各種契約、任意後見契約や私書証書の認証、確定日付などの相談をお受けします。相談は無料、秘密は厳守しますのでお近くの公証役場、法務局へ気軽にご相談ください。

▼問い合わせ 室蘭公証役場（☎448630）、札幌法務局室蘭支局（☎225111）

『申し込み』『問い合わせ』中の『G』は『グループ』の略です